

令和3年第5回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年5月12日（水） 午前9時30分～午前10時40分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

2番：道園 浩二 3番：田口 昭広 4番：小島 政文

5番：尾上 春樹 7番：塚本 壽 8番：山田 和治

9番：寺本 真理子 10番：井川 輝征 11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

1番：中川 光春 6番：告宮 幸一

○農地利用最適化推進委員

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員のみ出席。

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉

係 長：山川 茂夫 主 事：一本 光喜

○議 事

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第14号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第2 | 報告第15号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について |
| 日程第3 | 報告第16号 | 農地形状変更届出書について |
| 日程第4 | 報告第17号 | 農地法施行規則第29条の規定による届出について |
| 日程第5 | 報告第18号 | 農地法施行規則第53条の規定による届出について |
| 日程第6 | 議案第19号 | 農地法第3条の規定による許可申請書審議について |
| 日程第7 | 議案第20号 | 農地法第4条の規定による許可申請書審議について |
| 日程第8 | 議案第21号 | 農地法第5条の規定による許可申請書審議について |
| 日程第9 | 議案第22号 | 農用地利用集積計画の審議について |
| 日程第10 | 議案第23号 | 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するかどうかの判断について（非農地判断） |

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和3年第5回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、1番の〇〇委員及び6番の〇〇委員から、欠席報告がっておりますのでお知らせします。</p> <p>なお、今回の総会は、新型コロナウイルス感染予防のため、農業委員のみで開催することとしましたのでお知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は5番の〇〇委員、7番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第14号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>これは、農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されましたので報告するものです。賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番と2番は、農地中間管理事業による合意解約であり、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>次に3番ですが、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第14号について、質疑ありませんか。</p> <p>…7番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>農業公社による賃貸借権設定の合意解約ですが、新しく耕作される方がいる場合は、同じように報告があるのですか。</p>
事務局	<p>合意解約が行われた後の契約については、農地中間管理機構より連絡がありま</p>

	すので、その際に報告させていただきます。
〇〇委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第14号については、これで終わります。 次に、報告第15号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 報告第15号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 これは、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 賃借権設定の部1番から4ページの17番まで、まとめて説明します。 配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 耕作する作目は全て水稻で、設定期間は1番から10番までが新規設定の10年、11番から13番までが新規設定の5年、14番から17番までが再設定の5年となっています。 賃借料は、備考欄のとおりです。 次に、議案書5ページをお願いします。 使用貸借権設定の部1番から7ページの7番について、まとめて説明します。 配分された土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 耕作する作目については、水稻または花木となっており、設定期間は全てが新規設定の10年になります。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第15号について、質疑ありませんか。 …7番、〇〇委員。
〇〇委員	先ほどお尋ねしましたが、合意解約された後の新しい賃借人が載っていません。抜けているということですか。
事務局	手続きが抜けている訳ではありません。

	<p>県の認可が下りておらず、1か月ほど手続きにかかるものですから、新しい相手方が見つかっている場合でも、認可が下りないと載せられないためです。</p> <p>同時に行われる場合もありますので、その際は議案書に両方載ることになります。</p>
〇〇委員	わかりました。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>…3番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	耕作する作目が花木となっていますが、どのようなものになりますか。
事務局	花はご存じだと思いますが、木は果樹ではなくて、はっきりしてないです。
議長	…2番、〇〇委員。
〇〇委員	<p>補足説明ですが、この件の花木については、サカキ及びシバになります。</p> <p>植え付けてから5年かかるのですが、栽培し出荷までされています。</p> <p>一度植えると手入れも少なく済むので、休耕地の栽培に向いているのではな かと思しますので、よろしくお願いします。</p> <p>ただ、鹿が非常に好むので、対策等については補助金等を利用することにな ると思うので、農林水産課には補助金の継続をお願いします。</p>
〇〇委員	わかりました。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第15号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第16号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>報告第16号、農地形状変更届出書について。</p> <p>これは、農地形状変更届出書が下記のとおり提出されましたので、報告する ものです。</p> <p>1番の土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間や盛土高については、 記載のとおりです。</p> <p>造成理由は、水田として利用が困難となったことから盛土を行い、畑として 利用するということです。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。</p> <p>申請地は、JAあしきた芦北給油所から南へ約270mの場所になります。</p>

	<p>現地確認ですが、申請地は現在、令和2年7月豪雨により土砂が流入しており、水田としての利用も困難と思われることから、造成後は柿やビワ等を作付けし、畑として活用するという事です。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間や盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成理由は、水田として利用が困難となったことから盛土を行い、畑として利用するという事です。</p> <p>ピンク色総会資料の2ページをお願いします。</p> <p>申請地は、佐敷中学校の東側、約60mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、令和2年7月豪雨により土砂が流入しており、水田としての利用も困難と思われることから、造成後は野菜等を作付けし、畑として活用するという事です。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>3番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間や盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成理由は、1番・2番と同様に水田として利用が困難となったことから盛土を行い、畑として利用するという事です。</p> <p>ピンク色総会資料の3ページをお願いします。</p> <p>申請地は、古道バス停の東側、約50mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、令和2年7月豪雨により土砂が流入しており、水田としての利用も困難と思われることから、造成後は野菜等を作付けし、畑として活用するという事です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、1番と2番の補足説明を3番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>現地確認に行きました。</p> <p>1番については、嵩上げしても隣地に迷惑はかからない状況でしたので、大丈夫だと思いました。</p> <p>2番については、事務局の説明とおりです。排水もしっかりされており、ある</p>

	程度埋め上げても何も問題ないと思いました。よろしくお願ひします。
議長	次に、3番の補足説明を10番の〇〇委員にお願いひします。
〇〇委員	事務局から説明があつたとおり、周辺に迷惑はかからないし、今後そのままですと荒地になってしまうので、良いことだと思ひます。以上です。
議長	担当委員からの説明が終わりまひました。 報告第16号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第16号については、これで終わりまひます。 次に、報告第17号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いひします。
事務局	議案書の9ページをお願いひします。 報告第17号、農地法施行規則第29条の規定による届出について。 これは、農地法施行規則第29条による4条関係許可不要転用届が提出されまひましたので、報告するものです。 申請地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間については、記載のとおりです。 転用目的は農業用倉庫で、所有の農地1,483㎡の内31.59㎡を転用するものです。 ピンク色総会資料の4ページをお願いひします。 申請地は、八幡バス停の北東側、約90mの場所になります。 申請地内の黒の四角部分に農業用倉庫を設置する予定です。 以上で説明を終わりまひます。
議長	事務局からの説明が終わりまひました。 現地確認を担当委員にお願いひしておひりますので、補足説明を7番の〇〇委員にお願いひします。
〇〇委員	現地は令和2年7月豪雨により土石流で流されてしまひた場所です。 申請地周辺の整備が終わらないと倉庫が建てられないので、設置にはしばらく時間がかかるようです。流出した倉庫の再建ということになりますので、よろしくお願ひします。
議長	担当委員からの説明が終わりまひました。 報告第17号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)

	<p>質疑なしということですので、報告第17号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第18号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の10ページをお願いします。</p> <p>報告第18号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。</p> <p>これは、農地法施行規則第53条による5条関係許可不要転用届が提出されましたので、報告するものです。</p> <p>申請地の詳細、所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、申請者である楽天モバイル株式会社の携帯電話無線基地局設置によるものです。</p> <p>ピンク色総会資料の5ページをお願いします。</p> <p>申請地は、JAあしきた芦北給油所の北東側、約90mの場所になります。</p> <p>所有者の田の一部に無線基地局を設置予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明を7番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>申請地周辺ではビニールハウス栽培を行っており、ハウスの空いたスペースに設置する計画です。できるだけ隅にさせていただけるよう話しましたので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第18号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第18号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の11ページをお願いします。</p> <p>議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p>

所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由は、高齢で療養中のため耕作困難により、後継者へ贈与します。

譲受人事由は、贈与を受け、引き続き耕作管理する.と.な.っ.て.い.ま.す.

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、8ページまで載せており、全部で12筆あります。

広い農地で4,259㎡、小さい農地で61㎡です。

現地確認では、申請地は現在、令和2年7月豪雨により一部土砂が流入していましたが、譲受後は水稻や野菜等を作付けする計画で、適正に管理するという.こ.と.で.し.た.

黄色調査書の1ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由は記載のとおりです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われ.ま.す.

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当して.い.ま.す.

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われ.ま.す.

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおり.で.す.

譲渡人事由ですが、労力不足により耕作困難となったため、贈与.し.ま.す.

譲受人事由ですが、贈与を受け引き続き耕作管理する.と.な.っ.て.い.ま.す.

ピンク色総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せて.い.ま.す.

申請地は、泊バス停の北東側、約150mの1筆になります。

現地確認では、申請地は現在、休耕中ですが贈与を受けた後は野菜等を作付け.す.る.計.画.で.、.適.正.に.管.理.す.る.と.い.う.こ.と.で.し.た.

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由は、記載のとおり.で.す.

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われ.ま.す.

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当して.い.ま.す.

以上のことから、総合的に見て本会許可申請は許可相当であると思われ.ま.す.

議案書に戻ります。

	<p>3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、労力不足により耕作困難となったため、贈与する。</p> <p>譲受人事由ですが、贈与を受け引き続き耕作管理する。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、計石郵便局の東側、約170mの1筆になります。</p> <p>現地確認では、申請地は現在、高潮時に特に水はけが悪く耕作放棄されていましたが、贈与を受けた後は水稻を作付けする計画で、適正に管理するという事でした。</p> <p>黄色調査書の3ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。申請理由は、記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>申請地のほとんどが豪雨災害により、水利関係の確保ができないような状態です。申請人と話をしましたが、水利がちゃんと整ってから耕作するという事だったので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番の案件は〇〇委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番の案件については、現地確認を行いましたところ、適正に管理されており、今後も耕作管理していくという事だったので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局と現地確認に行きました。水田の贈与ということですがけれども、実際は池でした。改善の余地がないような状況だったので、地区の土地改良等が行われない限り難しい場所なのかと思いました。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第19号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。</p> <p>所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 20 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を 議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 13 ページをお願いします。</p> <p>議案第 20 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の 議決を求めるものです。</p> <p>1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、旅館飲食施設の建設及び駐車場の整備です。</p> <p>ピンク色総会資料の 11 ページをお願いします。申請地の位置図を載せていま す。</p> <p>申請地は、湯浦川河川緑地公園の東側で、2 筆の転用が申請されています。 現地確認ですが、申請地は現在雑種地となっており、始末書の提出もされていま す。</p> <p>ピンク色総会資料の 12 ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は、合併浄化槽を設置し、東側の排 水路へ排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の 13 ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広 がりには斜線部分の約 0.4 ha です。</p> <p>黄色調査書の 4 ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり 10 ha 以上ないため、第 2 種 農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「本申請は、申請者が経営していた旅館が

	<p>令和2年7月豪雨により被災し、建物の解体が行われました。今回、生業助成事業を受け、再建するにあたり、申請地に新たな旅館を建設するため、今回申請されました。</p> <p>代替性については、記載のとおり検討されており、他に要件を満たす土地が無い場合、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。申請地周辺には農地が存在しないため、営農条件の支障はないことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇推進委員、事務局と現地を確認しました。</p> <p>現地は既にアスファルトで舗装されており、以前、パチンコ屋が建っていた場所になります。</p> <p>今回、申請人は町の活性化になればと、宿泊施設の経営を頑張りたいということでした。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第20号について、質疑ありませんか。</p> <p>…7番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>ピンク色総会資料で12ページの配置図と13ページの農地の広がり図面が違うのは何故ですか。</p>
議長	<p>説明が足りませんでした。この4条で申請されている場所とこの後の5条申請の挙げてある場所でそれぞれ転用が出ていますので、その両方を含めた事業計画となっております。</p>
〇〇委員	<p>説明の内容はわかりましたが、4条で申請されている場所は宿泊施設ではなく、駐車場の一部というのが、正しいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
議長	<p>〇〇委員が言われたとおり、訂正をお願いします。</p> <p>他にありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の14ページをお願いします。</p> <p>議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番は、前回の総会で保留となった申請ですが、再度内容を精査した結果、申請するものです。</p> <p>今回の申請は農地法第5条の申請であり、譲受人が40ha以上の農地を保有する条件が必要な農地法第3条の申請と違い、面積の制限は無く、所有権と農地から農地外への転用が可能な申請になります。</p> <p>他にも4条及び5条申請では、個人住宅は500㎡、農家住宅は1,000㎡等の一定の基準となる面積がありますが、それ以外の場合、例えば資材置場・駐車場・太陽光発電等については、個々の計画に対する妥当性が必要とされており、今回の申請の事業計画により面積に合わせた計画がされているので、妥当と考えます。</p> <p>また、30a以上の面積を超える事業申請がある場合は、熊本県の常設審議委員会に諮問する必要があります。</p> <p>それでは、改めて説明いたします。</p> <p>申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電です。</p> <p>ピンク色総会資料の14ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、太田公民館の東側、約130mの2筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地となっており、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の15ページをお願いします。</p>

配置図・排水計画図を載せています。排水は、雨水のみで自然透水となります。
ピンク色総会資料の16ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広
がりには斜線部分の約3.9haです。

黄色調査書の5ページをお願いします。

- 契約の種類は売買です。
- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種
農地（その他の農地）に該当します。
- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、主に再生可能エネルギー発電
事業を行っており、申請地は日当たりも良く交通の便も良いことから、太陽
光発電施設の整備に最適であるため、今回申請するもの」です。
代替性は、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認し
ています。
- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に
問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が
無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のと
おりです。

転用目的は、太陽光発電です。

ピンク色総会資料の17ページをお願いします。申請地の位置図を載せていま
す。

申請地は、一ノ瀬阿蘇神社の南東側、約100mの1筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地となっており、申請地の周辺に農
地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の18ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は、雨水のみで自然透水となります。

ピンク色総会資料の19ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広
がりには斜線部分の約1.3haです。

黄色調査書の6ページをお願いします。

- 契約の種類は売買です。
- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種
農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、主に再生可能エネルギー発電事業を行っており、申請地は日当たりも良く交通の便も良いことから、太陽光発電施設の整備に最適であるため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

す。議案書に戻ります。

使用貸借権設定の部1番、申請地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、個人住宅の建設及び住宅に対する通路の設置です。

ピンク色総会資料の20ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、乙千屋橋の東側、約300mの2筆になります。

現地確認ですが、現状は農地であります、耕作はされていない状況です。

ピンク色総会資料の21ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は合併浄化槽を設置し、南側の排水溝へ排水する計画です。

ピンク色総会資料の22ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.8haです。

黄色調査書の7ページをお願いします。

●契約の種類は使用貸借です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「借人は、令和2年7月豪雨により住宅が被災し、新たに住宅を建築するため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

	<p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、旅館飲食施設の建設及び駐車場の整備です。</p> <p>ピンク色総会資料の23ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、湯浦川河川緑地公園の東側の2筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、雑種地となっており4条申請と同様に始末書が添付されています。</p> <p>ピンク色総会資料の24ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は、合併浄化槽で東側の側溝に排水予定となります。</p> <p>ピンク色総会資料の25ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.4haです。</p> <p>黄色調査書の8ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は使用貸借です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「本申請は、譲受人が経営していた旅館が令和2年7月豪雨により被災し、建物の解体が行われました。今回、生業助成事業を受け再建するにあたり、申請地に新たな旅館を建設するため、今回申請されました。代替性については、記載のとおり検討されており、他に要件を満たす土地が無い場合、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、所有権移転の部1番の案件については、前回の総会時に〇〇委員及び〇〇推進委員から意見をいただいております。</p>

	り、日照等については、問題はないとの意見をいただいています。追加で説明がありましたら、〇〇委員お願いします。
〇〇委員	前回、申し上げたとおりです。よろしくお願いします。
議長	2番の案件を5番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地確認に行きました。 太陽光発電ということですが、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	使用貸借権設定の部1番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明どおりです。実家周辺の土地を利用され、実家の方が少し高くなっているということなので、その高さまで埋め上げることです。 排水計画もしっかりされているので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	2番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明のとおりです。4条申請で説明したとおり、事業計画もしっかりされているので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第21号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。

	<p>次に、議案第 2 2 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 1 6 ページをお願いします。</p> <p>議案第 2 2 号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部 1 番から議案書 1 8 ページの 1 0 番まで、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。全て転貸で設定期間は新規設定の 1 0 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の 1 8 ページをお願いします。</p> <p>1 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>1 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>1 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>1 4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>1 5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>次のページになります。</p> <p>1 6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>1 7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p>

	<p>18番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書は20ページになります。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第22号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>6番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>7番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。
8番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。
9番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。
10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。
11番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。
12番、13番については、7番の〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。

(〇〇委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

12番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。
13番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番については、原案のとおり決定しました。
〇〇委員に入室をお願いします。

(〇〇委員、着席)

14番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、14番については、原案のとおり決定しました。
15番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、15番については、原案のとおり決定しました。
16番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、16番については、原案のとおり決定しました。

	<p>17番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、17番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>18番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、18番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第23号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の21ページをお願いします。</p> <p>議案第23号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>次に、詳細について説明します。</p> <p>別紙資料1「非農地判断 現地確認資料」の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、五本松団地から清掃センターに抜ける町道外ヶ平湯治線沿いに位置します。赤色部分が申請地になります。</p> <p>2ページには、該当する4筆の詳細と現況写真を載せています。</p> <p>この筆は全部で10筆の筆界未定地となっており、判断依頼場所はその一部となっております。</p> <p>また、現況は雑木等が生い茂り山林化しております。</p> <p>3ページに現地確認の調査結果を記載しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、全ての筆において雑木などが生い茂り山林等の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明を3番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局の説明どおり、現況は山でした。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第23号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>